

令和2年12月10日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

# 建設・企業常任委員会資料

(令和2年12月7日付託分)

県土整備局

目 次

ページ

1	令和2年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【県土整備局関係】	1
2	令和2年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【県土整備局関係】	4
3	神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の概要	5
4	神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例の概要	6
5	神奈川県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の概要	7
6	神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の概要	9
7	港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の概要	10
8	神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例の概要	11
9	神奈川県砂防指定地の管理に関する条例の一部を改正する条例の概要	12
10	湘南港の指定管理者の指定の変更の概要	13
11	葉山港の指定管理者の指定の変更の概要	13

【予算に関する説明書（その3） 12～14頁】

1 令和2年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【県土整備局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額 千円	区 分	期 間	金 額 千円	左 の 財 源 内 訳		
					特定財源		千円
道路補修費	1,449,000	前年度末までの支出(見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出予定額	令和2年度～令和3年度	1,449,000		県 債	1,298,000
						そ の 他	—
						一般財源	151,000
道路災害防除事業費	80,000	前年度末までの支出(見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出予定額	令和2年度～令和3年度	80,000		県 債	71,000
						そ の 他	—
						一般財源	9,000
交通安全施設等整備費	262,000	前年度末までの支出(見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出予定額	令和2年度～令和3年度	262,000		県 債	232,000
						そ の 他	—
						一般財源	30,000
橋りょう補修費	26,000	前年度末までの支出(見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出予定額	令和2年度～令和3年度	26,000		県 債	23,000
						そ の 他	—
						一般財源	3,000
街路樹維持事業費	16,000	前年度末までの支出(見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
		当該年度以降の支出予定額	令和2年度～令和3年度	16,000		県 債	14,000
						そ の 他	—
						一般財源	2,000
道路改良費	592,000	前年度末までの支出(見込)額		—	特定財源	国庫支出金	135,000
		当該年度以降の支出予定額	令和2年度～令和3年度	592,000		県 債	410,000
						そ の 他	—
						一般財源	47,000

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円			千円
街路整備費	173,000	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	155,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	173,000		そ の 他	-
						一般財源	18,000
河川修繕費	483,000	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	483,000		そ の 他	-
						一般財源	483,000
水防情報基盤緊急 整備事業費	20,000	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	20,000		そ の 他	-
						一般財源	20,000
河川改修事業費	153,750	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	138,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	153,750		そ の 他	-
						一般財源	15,750
海岸補修費	24,000	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	24,000		そ の 他	-
						一般財源	24,000
海岸高潮対策費	183,000	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	183,000		そ の 他	-
						一般財源	183,000
砂防林事業費	20,000	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	20,000		そ の 他	-
						一般財源	20,000

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
砂防施設改良費	千円 3,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度 以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	3,000		そ の 他	-
						一般財源	3,000
防災砂防事業費	32,500	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	22,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	32,500		そ の 他	-
						一般財源	10,500
地すべり対策事業費	27,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	9,500
						県 債	13,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	27,000		そ の 他	-
						一般財源	4,500
急傾斜地崩壊対策事業費	128,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	8,000
						県 債	68,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	128,000		そ の 他	25,600
						一般財源	26,400
港湾指定管理費	196,823	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度 以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和4年度	196,823		そ の 他	-
						一般財源	196,823
港湾補修費	10,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度 以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	10,000		そ の 他	-
						一般財源	10,000
公園整備費	105,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	64,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	105,000		そ の 他	-
						一般財源	41,000

【議案（予算 その3） 4頁 定県第118号議案】

2 令和2年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【県土整備局関係】

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
9 土木費			1,015,114
	2 道路橋りょう費		94,000
		道路改良費	94,000
	3 河川海岸費		885,474
		河川改修事業費	800,994
		河川再生事業費	84,480
	4 砂防費		35,640
急傾斜地崩壊対策事業費		35,640	
県土整備局計			1,015,114

3 神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県道路占用料徴収条例の一部改正等を踏まえ、法定外公共用財産の使用料の額を改定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 使用料の額の改定及び各所在地区分の変更

使用料の額を改定するとともに、各所在地区分に該当する市町村について、寒川町を「第一級地」から「第二級地」へ、三浦市及び南足柄市を「第二級地」から「第三級地」へ変更する。（別表関係）

イ 支線柱及び支線の使用料算定区分からの削除

電柱を支える支線柱及び支線について、国の取扱いに合わせ、使用料の算定区分から削除する。（別表関係）

(3) 施行期日

令和3年4月1日

4 神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県道路占用料徴収条例の一部改正を踏まえ、都市公園の占用許可による使用料の額を改定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 使用料の額の改定及び所在地区分の変更

使用料の額を改定するとともに、三浦市の所在地区分を「第二級地」から「第三級地」へ変更する。（別表第2関係）

イ 支線柱及び支線の使用料算定区分からの削除

電柱を支える支線柱及び支線について、国の取扱いに合わせ、使用料の算定区分から削除する。（別表第2関係）

(3) 施行期日

令和3年4月1日



5 神奈川県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県道路占用料徴収条例では、従来から道路法施行令に準拠して占有物件の種類ごと、所在地区分ごとに占有料の額を定めており、道路法施行令の一部改正を踏まえ、占有料の額を改定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 占有料の額の改定及び各所在地区分の変更

平成30年度の固定資産税評価額の評価替え等を踏まえ占有料の額を改定するとともに、各所在地区分に該当する市町村について、寒川町を「第一級地」から「第二級地」へ、三浦市及び南足柄市を「第二級地」から「第三級地」へ変更する。（別表関係）

イ 支線柱及び支線の占有料算定区分からの削除

電柱を支える支線柱及び支線について、国の取扱いに合わせ、占有料の算定区分から削除する。（別表関係）

ウ 占有入札に係る規定の整備

占有入札（占有料の多寡等により占有主体を選定する入札）について、実施に必要な占有料の額の最低額の下限の額に係る規定を整備する。（改正後の第4条関係）

エ 自動車専用道路と利便施設等との連結に係る規定の整備

自動車専用道路と利便施設等とを連結したときに徴収する連結料の額の基準や徴収方法について、規定を整備する。（改正後の第6条及び第7条関係）

オ その他所要の規定の整備を行う。（題名、第1条～第3条、第5条及び改正後の第8条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和3年4月1日。ただし、改正後の第2条第1項の一部の規定の改正については、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

イ 経過措置

占用の許可の期間が2年未満かつ施行日をまたいでいる場合の占用料は、従前の額とする。

6 神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県道路占用料徴収条例の一部改正を踏まえ、土地の占用料の額を改定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 占用料等の額の改定及び各所在地区分の変更

占用料等の額を改定するとともに、各所在地区分に該当する市町村について、寒川町を「第一級地」から「第二級地」へ、南足柄市を「第二級地」から「第三級地」へ変更する。（別表第2関係）

イ 支線柱及び支線の占用料等算定区分からの削除

電柱を支える支線柱及び支線について、国の取扱いに合わせ、占用料等の算定区分から削除する。（別表第2関係）

(3) 施行期日

令和3年4月1日

7 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県道路占用料徴収条例の一部改正等を踏まえ、港湾の施設の専用利用料の額を改定等するとともに、真鶴港の港湾管理事務所の再築に伴い、会議室等の利用料を新設するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 専用利用料等の額の改定

専用利用料及び占用料について、額を改定する。（別表第1及び別表第2関係）

イ 支線柱及び支線の専用利用料等算定区分からの削除

電柱を支える支線柱及び支線について、国の取扱いに合わせ、専用利用料及び占用料等の算定区分から削除する。（別表第1及び別表第2関係）

ウ 真鶴港港湾管理事務所の会議室等の利用料の新設

真鶴港港湾管理事務所の会議室及びシャワー室の利用料について、設定する。（別表第1関係）

エ その他所要の規定の整備を行う。（第4条及び第22条関係）

(3) 施行期日

令和3年4月1日。ただし、(2)ウ及び(2)エについては、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日。

8 神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県道路占用料徴収条例の一部改正等を踏まえ、海岸保全区域等の占用料の額を改定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 占用料の額の改定及び所在地区分の変更

占用料の額を改定するとともに、三浦市の所在地区分を「第二級地」から「第三級地」へ変更する。（別表関係）

イ 支線柱及び支線の占用料等算定区分からの削除

電柱を支える支線柱及び支線について、国の取扱いに合わせ、占用料等の算定区分から削除する。（別表関係）

(3) 施行期日

令和3年4月1日

【議案（条例その他 その4）57頁 定県第144号議案】

9 神奈川県砂防指定地の管理に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県道路占用料徴収条例の一部改正を踏まえ、三浦市の所在地区分を変更するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

三浦市の所在地区分を「第二級地」から「第三級地」へ変更する。  
(第17条関係)

(3) 施行期日

令和3年4月1日

【議案（条例その他 その4）60頁 定県第146号議案】

10 湘南港の指定管理者の指定の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

(2) 変更の内容

ア 施設 の 名 称	湘南港
イ 変更前指定期間	平成26年4月1日から平成34年3月31日まで
ウ 変更後指定期間	平成26年4月1日から令和5年3月31日まで

【議案（条例その他 その4）61頁 定県第147号議案】

11 葉山港の指定管理者の指定の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

(2) 変更の内容

ア 施設 の 名 称	葉山港
イ 変更前指定期間	平成26年4月1日から平成34年3月31日まで
ウ 変更後指定期間	平成26年4月1日から令和5年3月31日まで